

「総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
洋上風力促進ワーキンググループ」
「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」合同会議第10回

日時 令和4年1月14日（金）13：01～14：25

場所 オンライン開催

1. 開会

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

それでは、ただ今から総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ第10回および交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会第11回の合同会議を開催いたします。

皆さま、本日はご多用中のところをご出席いただき誠にありがとうございます。それでは、議事に入る前に、オンライン会議の運営に当たりましてご出席いただいている委員の皆さまへ事務的に3点お願いがございます。

1点目です。委員の先生方におかれましては、本委員会中はビデオオフの状態でご審議いただきますようお願いいたします。また、ご発言のとき以外はマイクをミュートの状態にしていただきますようお願いいたします。

2点目です。発言をご希望の際はコメント欄にお名前、発言をご希望の旨をご入力いただくようお願いいたします。

3点目です。通信のトラブルが生じた際には、まず事務局にメールを入れていただきますようお願いいたします。改善が見られない場合には事前にご連絡いただいた緊急連絡先に事務局からご連絡をいたします。その他、もし何かご不明点などがございましたら、事前に事務局より連絡させていただいておりますメールアドレスまで何なりとお知らせをください。

それでは、これからの議事進行については山内座長に議事進行をお願いすることといたします。山内座長、お願いいたします。

○山内座長

皆さん、お忙しいところありがとうございます。それでは、議事次第に従って進めさせていただきます。

本日の合同会議の一般傍聴につきましては、コロナウイルス対策に伴う政府の対応方針を踏まえまして、インターネット中継による視聴方式により行うことといたします。

本日の合同会議の議題でございますが、議題1については、有望な区域整理時の系統情報の公表等について。これは事務局案を提示して委員の皆さまからご意見を賜るということでございます。

それから議題の2ですけれども、これは、「日本版セントラル方式」、これの検討に向けた論点についてということございまして、これは事務局から今後検討すべき論点例を提示していただきまして、提示された論点の他に検討すべき点について、こういった点について委員の皆さまからご意見を賜りたいと思います。

それから議題の3で、その他報告事項というのがございまして、これは事務局から報告事項についてご説明いただくということでございます。

それでは、まずは資料の確認について事務局からお願いいたします。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

承知しました。インターネット中継でご覧の皆さまは、経済産業省または国土交通省のホームページにアップロードしておりますファイルをご覧いただければと思います。本日の配付資料については配付資料一覧にありますように、議事次第、それから委員名簿、それから資料1、これは、有望な区域整理時の系統情報の公表等について。それから資料の2、「日本版セントラル方式」の検討に向けた論点について。それから参考資料1としまして、「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」、「秋田県由利本荘市沖」、「千葉県銚子市沖」における洋上風力発電事業の選定についてという、これは昨年12月24日のプレスリリース資料。それから参考資料2としまして、公募占用計画の履行状況の検証についてという1枚紙。それから参考資料3としまして、グリーンイノベーション基金「洋上風力発電の低コスト化プロジェクト」という1枚紙。それから参考資料4としまして、今後の合同会議で扱う予定の論点という1枚紙でございます。これらを用意しております。こちらからは以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。よろしゅうございますか。それでは、早速ですけれども、議事に入りしたいと思います。

議題の1については、これは資料1、有望な区域整理時の系統情報の公表等について、事務局からご説明をお願いいたします。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

承知しました。それでは、資料1をご覧いただければと思います。画面上も投影をしておりますけれども、有望な区域整理時の系統情報の公表等についてというところでございます。

1枚おめくりください。本日、この資料1でご議論いただきたいポイントは全部で3点ご

ざいます。

まず、1点目です。有望な区域の整理時における系統情報の公表についてでございます。有望な区域については、促進区域指定ガイドラインに基づきまして、「利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること」に加えて、「区域指定の基準に基づいて、促進区域に適していることが見込まれること」を選定条件の1つにしています。昨年8月6日の本会議では、「系統確保について一定程度的見通しがつくこと」を選定条件の解釈として示したところです。事業者による契約申し込みにより確保された系統容量や、事業者による一括検討プロセスにおける接続検討がなされたタイミングで、この解釈を満たすというふうにしております。

再エネ海域利用法に基づく発電事業の公募に参加を予定している事業者にとって、不必要に追加的な契約申し込みを行うことを回避する、そういった観点も含めまして、承継する可能性のある系統に関する情報は重要でありますので、確保済の系統や確保の見通しがついた系統に関する情報、系統容量、連系点等について、有望な区域の整理・公表時にあわせて公開するというようにしたいというものでございます。この方針を前提に、事業者からは国に対して情報提供をいただくという方針とするというものです。

続きまして、3ページ目をお開きいただければと思います。2点目です。選定事業者が承継すべき系統の考え方でございます。

現状と課題です。再エネ海域利用法に基づきまして、事業者が確保している系統を公募に活用する場合、選定事業者は、系統提供事業者から当該系統を承継することになります。一般的には、この系統は、国が有望な区域を整理する際に、当該系統を確保等している事業者から国に対して情報提供されたものと同一でございます。しかし、有望な区域の整理後であっても、追加的に同一事業者ないしは別の事業者が系統を確保するケースがございます。この場合は、選定事業者が承継し得ない系統が生じて、結果的に、不要な接続契約や設備形成となる可能性がございます。このため、有望な区域として整理したタイミング以降に確保された系統も含めまして、選定事業者が承継すべき系統の考え方について整理する必要がございます。その際には、区域の持つポテンシャルを最大化する、有望な区域として整理した後には確保された系統が複数ある場合、その扱いには公平性を確保する、それから、重複確保を抑制しつつ、選定事業者が経済合理的な選択が行える裁量を持たせる、といった観点が必要だと考えております。

次のページ、4ページ目をお開きいただければと思います。これらを踏まえた対応案でございますけれども、選定事業者が承継すべき系統は、有望な区域の整理時に確保され、国に情報提供された系統を優先する。その上で、選定事業者が、有望な区域が整理されたタイミング以降に確保された系統からも承継を希望する場合には、追加的にこれら系統の中から選定事業者が適切なものを選出して、承継するものとする。なお、再エネ海域利用法の事業者選定プロセスでは、供給価格を考慮した評価を実施しておりますので、選定事業者が自ら承継すべき系統を選ぶ際には、当然、コストも勘案するものと考えられます。また、先ほど

の1番の論点ですけれども、「有望な区域の整理時における系統情報の取り扱い」により、今後過大な系統が確保されることは減少していくと見込んでおります。

続きまして5ページ目をお開きください。こちらは3番の系統容量等の事前調査の実施についてでございます。現状と課題です。現状、さまざまな事業者が将来の発電事業の実施を見据えて、同一海域での発電ポテンシャルに関する種々の調査を実施し、それを基に、系統確保へ向けた取り組みが進められています。

この取り組みは協調できる可能性のある調査を複数の事業者が実施することによって、非効率性を生じさせるのみならず、地元関係者の負担にもなっております。これを受けまして、いわゆる「日本版セントラル方式」の一環として、国が一般送配電事業者に対して暫定的な系統容量の確保を要請するために必要となる、区域における系統容量に関する事前調査を行うというふうにしています。具体的には、気象、海象その他の自然的条件を勘案し、現時点の技術で合理的に設置可能な発電設備の出力規模の調査に加えまして、その規模に応じた系統容量について調査するとともに、接続検討を実施し、接続の蓋然性や接続費用に関する事前調査を実施するというものでございます。このため、これらの調査の基本的な考え方となります、自然的条件や合理的な発電規模の調査方法のほかに、接続検討申込みにおける出力や連系点といった条件の設定の考え方について、事前に整理しておく必要がございます。また、この調査については、国費を投入して実施するということから、さまざまリソースは限られておりますので、より効果が期待される区域に対して優先的に調査を行っていく必要があると考えてございます。

次の6ページ目をお開きいただければと思います。実施方針案でございます。

1つ目です。国による系統容量等の事前調査を実施する区域の考え方です。区域の考え方としましては、「一定の準備段階に進んでいる区域」の中で、「有望な区域」に求められる要件のうち、系統確保以外の要件を満たす区域を対象として実施してはどうかというものです。

2つ目です。実施する際の留意点です。まず、aですけれども、自然的条件については、風況等の実測データが存在する場合を除きまして、実測調査を実施するのではなくて、自治体から提出された海域の情報や NEDO の洋上風況マップ (NeoWins) 等の既知情報を活用する。

bです。現時点の技術で設置可能な合理的な発電設備の規模については、海域の面積や自然的条件を踏まえて、比較検討の観点から複数パターン発電設備モデルと系統容量を策定する。また、複数パターン発電設備モデルを基にして接続検討を行い、接続の蓋然性や接続費用については結果的に幅を持たせて検討を行う。これらの検討結果については、公募条件を設定する際の参考とする。

cです。これらの検討を行う過程では、例えば、連系点については、港湾等のインフラの管理者や一般送配電事業者等の関係者へのヒアリングを実施して、経済的合理性を加味したものとします。それとともに、発電設備モデルの策定に当たっては、専門的な知見を有する

者の意見を聴取しつつ行うものとする。

dです。事前調査結果のうち、系統容量や連系点等の情報は、有望な区域の整理の際、あわせて公開するというものでございます。

続きまして7ページ目以降です。こちらは参考資料になっております。参考①でございますけれども、こちらは促進区域の指定プロセスの概要です。国による既知情報の収集を毎年行います。都道府県からの情報収集、その他の情報収集とA、Bがございます。それらを踏まえて、第三者委員会の意見も踏まえて有望な区域を選定すると、そういうプロセスを取ってございます。

それから8ページ目でございます。参考資料②です。こちらは有望な区域の選定条件です。促進区域の指定ガイドラインにおいて規定されておりますけれども、(1)に記載のとおりですけれども、促進区域の候補地があること。利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意が得られていること。それから区域指定の基準に基づいて、促進区域に適していることが見込まれること。

それから9ページ目でございます。こちらは促進区域の指定基準の概要でございます。こちらは再エネ海域利用法の第8条第1項に定めておりますけれども、第1号から第6号までの基準がございます。そのうち第4号が系統の確保というものでございます。

それから参考資料4、5ですけれども、これらは今年の第8回のこの合同会議の場で皆さまにご議論いただいたものを付けております。

そして、最後のページ、12ページ目ですけれども、促進区域指定ガイドラインの抜粋というものを付けてございます。

資料1については以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。資料の説明は以上でよろしいですね。それでは、今ご説明いただいた資料1について、皆様のご意見やご質問等を伺いたいと思います。ご意見、ご質問等がある方はコメント欄にお名前と発言ご希望ということでご入力いただきたいと思います。それからご発言時以外はビデオをオフにして音声はミュート状態にさせていただくということでございます。

どなたかご発言のご希望はいらっしゃいますか。

加藤委員ですね。どうぞ、ご発言ください。

○加藤委員

ご説明いただきありがとうございました。国による事前調査について質問が2つあります。まず1つ目ですが、現時点では各事業者が独自に調査するものと理解しますが、それを国が行う方針とすると、いつごろからその導入を想定しているのでしょうか。

2つ目ですが、調査の中身がどこまでを含むのかについて議論の余地があると思いまし

た。データをどの事業についても同じ仕様になるように国が統一して整備することについては、議論の余地がありませんが、その後データを使ってどういう分析をするのかについては、事業者によって用いる分析手法やモデルが違う可能性がありそうです。国がこういう方法でやりなさいと指導したり、特定の方法を使うことをモデルケースとして提示したりするイメージでいるのか。その辺りの事前調査の中身について、お考えがあるようであれば教えてください。

○山内座長

ありがとうございます。まだ、他にいらっしゃいませんので、原田委員ですか、ご発言をご希望ということで、すみません、今のお答え等については、まとめて後ほど事務局から回答していただこうかと思えます。どうぞ、原田委員。

○原田委員

ありがとうございます。ご説明ありがとうございます。私も少し細かい点も含めて1つコメントと1つご質問をさせていただければと思います。

まず、最初に、このような形でこの系統容量をどう確保してどのような前提を置くか、数の重複の問題というのはこれまでの非常に大きな論点でございましたので、このような形で今回はより明確化かつ最終的にはセントラル方式にもっていくことでの改善というのは非常に良いことかと思えますので、賛同いたしますし、ぜひやっていただきたいと思えます。

その上でなんですけれども、まず1つ目の要望というかコメントといたしまして、通常は系統容量の確認というのを事業者側が送配電事業者の確認を依頼すると、長い場合は数カ月単位で時間がかかるようなイメージがございます。こういったいろんな風況調査も含めて国が行っていくとか、事業者側がより追加的に提供するような情報を出す段になりまして、この系統容量の確認ということが時間的なボトルネックにならないように制度を設計していただければと思っております。

次にご質問ですけれども、こちらの6ページのところですが、合理的な発電設備の規模については複数パターンといった、今の加藤委員のお話にも関連しますけれども、複数パターンをモデルにして検討するということですが、資料の下のところでは、容量と連系点等を公開するというふうに書かれていらっしゃいますが、こちらの前提条件やモデルの考えをどこまで公開することを想定されているのかというのを明確に教えていただきたいので、私は加藤委員のまさにコメントにありますように、事業者側で当然ながら風車の配置パターンでありますとか、発電のどのモデルを使うとかというのは、当然ながら創意工夫がここに生きてくる。民間の創意工夫が生きてくるような性格のものだと思いますので、これでやれということではなく、ただ、この前提で国としては想定いたしましたというような形で、なるべくそれを加工しながら使えるような形でお出しいただくのがいいのかと思っております。

して、そういう点で容量と連系点以外にどういうものを出そうとされているのかというのをちょっとお示しいただければと思います。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次は桑原委員、どうぞ、ご発言ください。

○桑原委員

ありがとうございます。ご説明ありがとうございました。他の委員の方からもご発言がありましたように、私も日本版のセントラル方式を進め、事業者側の負担を減らして効率性や経済合理性を高めるという方向性に賛成でございます。この観点から1つ目にありますように、系統確保についての情報を早めに開示することにも賛成です。また、3にありますように、国のほうで事前調査を実施する場合には、これも他の委員の方もおっしゃってありましたように、どのような情報が出てくるのかということを整理していただいて、事業者側の予測可能性を高めるようにご尽力いただきたいと思います。また、どこの区域について、いつ調査が始まるのかということもできるだけ早めに開示を行うほうが、事業者側が対応しやすいのではないかと思います。

それから今日のこの論点とそれから次の論点の両方に関連するところとして、12月に公表された入札の結果に関し、何が評価の際のポイントになったかというところを整理して一定の開示をしていくことも重要ではないかと思っております。つまり、こうしていろいろな情報が発信されていくことに関連して、事業者側がこうした情報を使って事業がどのような取り組みを行うことで入札において評価されるのかということが明確になっていけば、事業者側が対応しやすくなり、それによってまた入札における適正な競争環境というものが整っていくのではないかと思いますので、その点も含めて今後ご検討いただければと思っております。以上です。

○山内座長

続いて、石原委員です。どうぞ、ご発言ください。

○石原委員

石原ですが、私もコメントを1つと質問を1つですが、今日の議論の最初の3点については大変重要だと思っております。今後、系統に関する不必要な追加申請の回避、または継承すべき系統の公平性の担保、そして、洋上風力の導入拡大の最大化につながりますので、ぜひやっていただきたいと思います。

一方、質問は実は先ほどの3人の委員の皆さん方のその質問と非常に近いですが、この複数パターンについては非常に重要であり、今は着床式と浮体式の両方存在していて、現状では着床式または浮体式、既にイギリスあるいは台湾では、他の国もそうですが、着床式と

浮体式を混在するような形が最も合理的と考えられますので、今後セントラル方式をやっていく上でどういったパターンを検討されて、それによって容量とか規模とかが変わる可能性があるのですが、その辺をぜひ教えていただきたいと思います。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。他にご発言のご希望はいらっしゃいますか。それでは、事務局のほうからいったんご回答をいただきます。皆様のご関心が非常に近いところにあるようですので、どうぞよろしく願いいたします。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

どうもありがとうございます。経済産業省でございます。いろいろなご意見をいただきましてどうもありがとうございました。大体、皆さまから共通して質問をいただいているところもあろうかと思っておりますので、一度にご回答できればと思っておりますけれども、この調査をするタイミングについて、先ほど加藤委員からお話いただきましたが、経済産業省としては、早速来年度の予算で調査事業として費用を積んでおります。ですので、来年度からこの調査については着手をしていきたいと考えております。ただ、既に系統が確保されているような地域からやってもここは意味がありませんので、先ほどお話しをしましたように、一定の準備段階に進んでいる区域の中でも系統確保以外の要件を有望な区域に求める要件のうちですけれども、系統確保以外の要件を満たす区域を対象に実施していきたいと考えております。

それから調査の中身についてですけれども、調査の結果については、当然、これは最後は発電事業者を含めた事業者の皆さま方にとっても使い勝手のいいものにならなければいけないと考えておりますので、調査をしていく際には、産業界の方々からもご意見をいただくような場を事業の中では設けていきたいと考えております。その際には、先ほど原田委員や石原委員からもお話しをいただいたような点を十分加味して議論をしていきたいと考えております。

それから、桑原委員からご指摘をいただきました入札の結果です。こちらについては、今日の参考資料のほうで少し触れさせていただこうと思っておりますけれども、われわれとしても引き続き多様なプレーヤー、これは第1ラウンドについて昨年12月24日に公表させていただいたわけですけれども、第2ラウンド、第3ラウンドというふうにラウンドを重ねていくごとに引き続き多様なプレーヤー、事業者の方々に公募に参加いただくということが非常に大事だと思っておりますので、そのような競争環境を確保できるようにしていくという観点から、一度第1ラウンドについてはどこかの場で総括をしたいと考えております。こちらからは以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。今のご回答についてでもよろしいですけれども、何か追加的なご質問があれば伺いますし、また、他のご意見もやりますけれども、結構ですけれども、どなたかいらっしゃいますか。

飯田委員、どうぞ、ご発言ください。

○飯田委員

飯田です。発言の機会をありがとうございます。また、ご説明ありがとうございます。先ほどご意見がありますとおり、この内容については非常に重要でかつ必要な措置だと思えますので、ぜひ進めていただければと思うんですけれども、6ページ目のところで先ほど調査の中身についてあったんですけれども、例えば、風況マップですとか、NEDOのNeoWins等々の既知情報を活用するというふうに記載があるんですけれども、その結果やっぱりこれで十分だったのかというのは、先ほどのお話でレビューというふうにおっしゃっていたかと思うんですけれども、そういうタイミングで適切に評価していただいて適宜改善していただくというのは可能なのでしょうか。よろしく申し上げます。以上です。

○山内座長

とりあえず他はいらっしゃらないようなので事務局はいかがですか。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

ありがとうございます。まさにご指摘の点はそのとおりだと思っております。当然、調査を進めていく過程では、先ほど申し上げましたように、産業界、事業者の方々からも意見をいただくような場を設けたいと思っておりますが、その結果出てきました調査結果についても、その後どのように改善していけばいいのかというのは、当然、コメントをいろいろいただきながら改善していくべき事業だと思っておりますので、先生からご指摘いただいた点も踏まえて取り組んでまいりたいと思っております。

○山内座長

ありがとうございます。清宮委員、どうぞご発言ください。

○清宮委員

系統が将来確保されることも含めて複数案を出すということで、この件は非常に私もいいと思ったんですけれども、複数案を出すときに事業者のほうが考えていたときに、どのくらいの量が今後増えるか分からない場合もあると思うので、そのときには、いったん、提案があったときに、系統が増えたときに再度計画を変更するみたいな手順は可能なんですか。それとも事業者側がある程度の判断をして1.5倍に増えたらどうするとか、そういう柔軟な考え方で複数案を考えればいいのか教えていただきたいんですけれども。

○山内座長

事務局、いかがでしょうか。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

ありがとうございます。これは、再エネ海域利用法の手続き上は、準備区域から有望な区域になった後に協議会を開いてその後に促進区域の指定をいたします。促進区域に指定する際には、また再度そのときには系統容量というものを見直す場合もありますので、今ご発言いただいたような内容も踏まえて、例えば、計画を見直しする場合には、系統容量のところを変更した上でということとは十分あり得ますので、ご指摘いただいた点も踏まえて対応してまいりたいと思います。

○清宮委員

そうしたら、じゃあ、計画変更を途中で許すということによろしいですね。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

いえ、これは促進区域に指定した後に事業者の公募にかけますので、ですので、事業者の公募がかかりましたら、事業計画を策定して国のほうに提出していただくわけですがけれども、今私のほうから申し上げたのは、促進区域に指定する前に再度その系統の容量について見直すタイミングがあるということをお話しいたしました。計画自体を変更するというものではございません。

○清宮委員

分かりました。じゃあ、ある段階で行ったらもうそこからは変更はないということによろしいですね。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

はい、そうです。

○清宮委員

ありがとうございました。

○山内座長

よろしいでしょうか。他にいらっしゃいますか。

ありがとうございました。皆様のご疑問を事務局からお答えいただきましたし、また、コメントの部分では、事務局の提案について皆さんは肯定していただいたような形になっ

ておりますので、こういう方向で進めていただければと思います。

それでは、議事を進めますが、議題の2について、これは資料2です。事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

承知しました。そうしましたら資料2をご覧くださいと思います。今、画面に映っているかと思いますが、現在、日本版セントラル方式の制度の具体化に向けて検討を進めるとともに、2022年度、来年度までとして今実証事業を進めております。国内3地域で実証事業を進めております。この辺りも含めて今の検討状況等々をご説明できればと思います。

1ページ目お開きいただけますでしょうか。1ページ目でございます。日本版セントラル方式の確立と「担い手」の検討というものでございますけれども、洋上風力発電の導入目標の実現に向けまして、継続的な案件形成が不可欠である中、複数の事業者による調査の非効率であるという指摘がございます。欧州において導入されているセントラル方式の事例も参考にしながら、初期段階で重複して実施される調査については、政府・政府に準ずる特定の主体が実施しデータを管理すべきではないかと考えてございます。

こちらは総合資源エネルギー調査会の資源・燃料分科会第33回においても、このJOGMEC、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構がこの一部を担うということを示唆してございます。日本版セントラル方式における案件形成のイメージ（案）ですけれども、下の部分を見ていただければと思いますけれども、左側ですけれども、現状は発電事業者が風況・海底地盤等の調査や系統確保のほか、公募選定後を見越して環境影響評価手続きを前倒しで実施しております。その上で、一定の熟度のものについては都道府県が国に情報提供し、有望な区域になると、国による風況・地質調査の実施、地元調整のための協議会が設置され、そして、促進区域に指定されて、公募による事業者選定がなされるという、そういう流れになっております。

この現状を踏まえまして、右側をご覧くださいと思いますが、調査の実施に対して同意を得られている区域について、その区域について、都道府県から国にまず情報提供をいただきまして、そのピンクの四角にありますように、政府・政府に準ずる特定の主体、1つの案としてJOGMECですけれども、JOGMECがここに記載されております3つの調査を実施していくという考えでございます。洋上風力発電の基本設計に必要な項目として、風況・海底地盤等の調査、それから環境影響評価の初期段階、配慮書・方法書で事業者が共通して行う項目の調査、それから洋上風力発電の導入ポテンシャルの試算を踏まえた系統確保といったものを実施していき、発電事業者が公募占用計画を作成するのに必要な情報量を確保して、公募参加に対するリスクの軽減と開発コストの低減を実現するという考えでございます。

次のページをお開きいただけますでしょうか。この制度が確立した際のイメージでござ

います。まず、N年のところをご覧いただければと思います。おおむね毎年1月から3月ごろに都道府県から情報提供をいただいております。

その上で、当該年度の夏ごろですけれども、一定の準備段階に進んでいる区域というものが整理をされます。一定の準備段階に進んでいる区域の中から、下の吹き出しにありますように、対象区域の地元関係者との調整を経た上でですけれども、洋上風力発電の基本設計に必要な項目、先ほどご説明いたしました風況・海底地盤調査等々、こういったものを実施していくと。エンジ色の太い矢印がありますけれども、これを大体少なくとも1年以上、約2年間ぐらいにわたって実施をしていくと。その間に翌年N+1年には、有望な区域として整理できる区域については有望な区域になり、そして、協議会が開催される。その流れと並行する形で先ほど申し上げた調査が続いていくという流れでございます。そして、例えば、その翌年N+2年には、促進区域に指定をされた場合ですけれども、指定された場合には、選定事業者を決めるための公募が開かれますけれども、並行して実施してきた調査結果をこの公募に参加する事業者の中から希望される方々に対して提供をしていく。

下の事業者のところの欄を見ていただければと思いますけれども、その調査結果を事業者の方々は使い、公募占用計画すなわち国に対する提案書ですけれども、その検討・作成に調査結果を使っていただき、公募に参加をするという、そういう流れになるというイメージでございます。

次の3ページ目をお開きください。今後この制度を確立していくために検討すべき論点の例というものをお示ししております。1つ目です。日本版セントラル方式の適用対象とする区域の考え方でございます。日本版セントラル方式を適用する調査対象区域について、どのような考え方に基づいて整理すべきか。例えば、「一定の準備段階に進んでいる区域」の中でも、どのような要件を満たす区域を調査対象として加えるべきかというものでございます。当然、全てを対象としてできるものではありません。リソースも限られておりますので、どういった要件を満たせばいいかということは今後詰める必要があるのではないかとというのが1点目でございます。

2点目が、日本版セントラル方式として実施する調査の手法・仕様でございます。現在、NEDOにおいて、日本版セントラル方式の確立に向けた実証事業を実施中であります。風況・海底地盤等の洋上風力発電の基本設計に必要な項目のほか、環境影響評価の初期段階（配慮書・方法書）で事業者が共通して行う項目等について、産業界や学識経験者の意見も踏まえながら、調査手法や仕様の整理を行っております。

一方で、発電事業者側の意見も加味していくことが重要であると考えられますので、対象区域の地域特性も踏まえながら、調査仕様をどのように決定していくべきかというのが論点の2つ目でございます。

それから3つ目でございます。日本版セントラル方式による調査の費用負担の在り方です。これは、国の予算を活用して実施するものになりますので、その調査事業の成果については、原則、国や独法に帰属するものになります。その成果を活用し発電事業を実施する民

間事業者から費用回収するという点については、将来的な供給価格の低減といった国民負担軽減も考慮しながらいかにやるべきかというのが3つ目の論点例でございます。

これらのほかにも、日本版セントラル方式の制度構築に向けて検討すべき点があれば、本日も議論いただきたいというものでございます。

次のページ、4ページ目をご覧くださいと思います。こちらは参考資料ですが、日本版セントラル方式の確立に向けて、今、実証事業を行っております。上から4つ目のポツ、丸を見ていただければと思いますけれども、この実施区域について都道府県のみならず事業者からの情報提供も踏まえて選定をいたしました。具体的には左下の調査事業の内容のところの調査実施海域にありますように、北海道岩宇・南後志地区沖、それから山形県の酒田市沖、岩手県の洋野町沖というところ、この3区域を対象に現在は調査をしております。また、技術委員会では、JWPAさんや学識経験者の方々にも入っていただいて必要な調査仕様や手法の整理・検討というものをしております。

2021年度から、風況については観測設備を設置して1年間の実測に着手をしております。海底地盤ですとか気象・海象、環境影響評価、漁業実態の各項目に関する調査についても、来年度の2022年度までを継続して実施するという予定でございます。

続きまして5ページ目でございます。こちらは参考で付けさせていただいておりますが、こちらは昨年11月30日に開かれました大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会で、日本版セントラル方式に関するご意見を委員の方々からいただいたもの、それを抜粋してございます。ご参考で付けております。事務局からは以上でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。それでは、議論に移りたいと思います。先ほどと同じように、コメント欄で発言ご希望と入力していただきたいと思います。それからビデオ音声についても基本はオフにして発言時だけということをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。何か、ご質問あるいはご意見はございますか。特に今説明がありましたように、皆さんからいただいたご意見がまたそのまた論点につながりということでございますので、ご自由にご発言願いたいと思います。いかがでしょうか。

加藤委員がご発言をご希望です。どうぞ加藤委員、ご発言ください。

○加藤委員

ありがとうございます。セントラル方式に私も賛同しますが、それに関連して2つ質問があります。1つ目は、今回は初期段階における調査という話ですが、運用開始後の状況のモニタリングにも、国が関わって分析や調査をしたりすることがあり得るでしょうか。

2つ目は、国が直接調査することもあってよいとは思いますが、それに加えて、さまざまな事例分析や実証分析をした結果から、分析のガイドラインのようなものを国がまとめて、それを見ながら事業者が分析するというのも良い気がします。そういうお考えはあるでしょ

うか。以上です。よろしくお願いいたします。

○山内座長

ありがとうございます。今、加藤委員が途中でご退出ということなんで、今の点について事務局のほうからご回答願いますか。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

加藤先生、どうもありがとうございます。運用開始後の状況というのは、発電事業者が選定されて決まって、事業実施中のモニタリングということでしょうか。

○加藤委員

はい、そうです。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

これはセントラル方式のスコープからすると、そこについては外になります。

○加藤委員

そうなのですか。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

セントラル方式の趣旨が案件形成ですとか、あと、複数の事業者が同一海域で同じような調査をすることによる非効率性の排除ですとか、地元への負担というものの軽減という観点で行うものになっておりますので、したがって、選定事業者が決まった後の例えば漁業影響調査ですとか、そういったものは当然やってきますけれども、それは各区域ごとに定めております協議会の中で取りまとめがありますけれども、その取りまとめに基づいて選定事業者が実施していくものになります。その調査経過ですとかそういったものについては各区域ごと、これはわれわれ政府も入りますけれども、その協議会の中でフォローをしていくという形になります。

○加藤委員

分かりました。ありがとうございます。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

それから2点目の国が直接調査をした上で、その分析のガイドラインなりをまとめてしていつてはどうかという、ご意見ありがとうございます。今現時点でどういうやり方をするか当然決まったものはありませんので、いただいたご意見なども参考にしながら今後の論点として詰めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○加藤委員

承知しました。ありがとうございます。

○山内座長

どうもありがとうございます。よろしいですかね。

それでは、次のご発言は大串委員です。大串委員、どうぞ、ご発言ください。

○大串委員

ありがとうございます。ご説明もありがとうございます。非常に分かりやすく整理されていてとてもいい資料になっていると思います。私からお伺いしたいのは、セントラル方式で国が調査の実施主体になるということは大切なんだと思うんですけども、やっぱり国の予算制約が今は非常に厳しい中で、財源の問題等でスピードに遅れが出てしまうのではないかとということもいったん懸念をしています。ですので、その予算制約をどう克服するかということに対して、例えば、海底の地盤調査をするときに海底資源の探索も行って、そのデータを別途販売するなり活用するなりするとか、いろんな少し幅広いデータ活用の在り方というのをひとつ考えていくことも肝要だと思いますし、もう一つどこに知見を集約していくのかというときに、日本はやっぱり国策として海外インフラ投資案件というのをこれから推進していかないといけないということがあると思います。

そうしたそのスキームを作っていく中において、どこに知見を集約させて管理していただいたほうが、これからの洋上風力発電のアジアを中心とした国に対する海外インフラ案件の成就に結び付きやすいのかという視点もぜひ入れていただければと思います。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。これから先はまとめてご発言をいただいた後で事務局からコメント、ご回答をいただくということにしたいと思います。

それでは、清宮委員、どうぞ、ご発言ください。

○清宮委員

1に質問があるんですけども、1つが費用負担の在り方ということで、民間事業者からの費用回収という議論があるんですけども、これは、ちょっと、かなり私個人としては大変なことになるかという気がしていて、もし、これをするのであれば、最初からどのくらいの費用を回収するかということを事前に提示しなければいけないようなことになるんじゃないかと思ひまして、そういうことは可能かどうかというのが1点です。

それからもう1点が、セントラル方式によって事前の風況ですとか地盤調査の結果が出

てくるわけですがけれども、その管理について、早い時期にある程度やり方を整理しておいたほうがいいのではないかと思ひまして、1つには希望者というのは誰になっているのか。応募するだけの希望者かあるいは企業とかあるいは情報が欲しいために仮の応募をした人にも出すのかといういろいろなパターンがあると思ひます。それから後はそれを使ったときの帰属の話、これは国が持つわけですがけれども、帰属のときに第三者にやったときには国からもということ言えばそれで利用できるかどうかということも整理しておいていただきたいと思ひます。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次のご発言者は飯田委員です。飯田委員、どうぞ、ご発言ください。

○飯田委員

飯田です。

○山内座長

すみません。さっき原田委員を飛ばしてしまひまして失礼しました。飯田さんの次に、じゃあ、原田委員にご発言願ひます。飯田委員、どうぞ、ご発言ください。

○飯田委員

すみません。恐縮です。私からは3点ありまして、1つ目は先ほど大串先生からもお話しがあつたんですけれども、データをうまく活用していくというのも非常に重要だと思ひていますし、コストのことも非常に考えなければいけないと思ひうんですけれども、セントラル方式を適用していくこと自体は私は賛成なんですけれども、例えば、最新技術が変わっていくことによって、この分野はだいぶ技術進化が早い分野でもあるので、それによって評価の在り方とか制度が変わっていつてしまうということもあり得るということを見ると、多少、研究開発とかも並行して進められると思ひうんですが、そういう研究データとかも利活用していくというのも視野に入れていくのはどうかというのが1つです。

もう一つは、先ほど清宮先生からもお話しがありましたけれども、データ提供の在り方は非常に重要なポイントだと思ひていまひまして、海洋データは特に日本のみならず周辺各国にも非常に影響があるものだと思ひていまひますので、そのデータの取り扱いや管理の在り方、提供の在り方というのは丁寧にやっていたほうがいいかと考えておいまひます。

最後の1点は、調査の中身によっては、風車の仕様はかなり依存することがあるかと。例えば、風車の大きさが大きくなることによって調査範囲ですとか、そういうところもかなり変わってくると考えておるんですけれども、その辺は事前に事業者とかのヒアリングとかも経ながらやるのかということところは少し伺ひたいと思ひました。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。原田委員、大変申し訳ございませんでした。どうぞ、ご発言ください。

○原田委員

とんでもありません。ありがとうございます。私のほうから NEDO の調査について、少しお話しをしたいのと、あともう一つは担い手についてということでコメントをさせていただきます。

まず、ご説明にもありましたように、NEDO 調査については私も参加させていただいておりました、これは今も進行中でかなり委員会などでも活発な意見交換がされております。それに応じて柔軟にいろいろ対応をいただいているということですので、ぜひ今後ともこちらの委員会からのインプットも含めて、最大限連携、活用いただきたいと思います。

その中で加藤先生のご質問の関連になりますけれども、この NEDO の調査結果というもののアウトプットは、何をどう調査するのが望ましいのかというようなガイドブックのたたき台になるような内容になるという方針でございます。ただし、今行っている 3 海域の調査結果につきましては、NEDO 事業自体の予算であるとか時間の制約によって、必ずしも理想的な全てのデータや情報が網羅されているというわけではございませんので、今後、実際の運用開始する際には、NEDO の調査事業の結果に不必要に肯定することなく柔軟に設計をしていただきたいと思います。

また、調査はこの NEDO 調査の一部として、英国、デンマーク等の欧州 5 カ国の最新の制度の研究も行っているんですけれども、細かく見れば各国それぞれいろいろ違いがございますので、そんなことを参考にしながら我が国に適したものを作っていただきたいと思います。

それから担い手のところですが、確かに海洋資源調査というご経験がある JOGMEC さんというのが担われるのは非常に適切かと思っておりますが、JOGMEC さんの場合は風況ですとか風車のモデルでございますとか、そういったところには知見が必ずしも十分ないと思っておりますので、そこをどうやって補っていくかというのはお考えいただきたいと思います。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。他にご発言をご希望はいらっしゃいますか。とりあえずは、じゃあ、事務局から。失礼しました。石原委員がご発言ということでどうぞ、ご発言ください。

○石原委員

石原ですが、コメントが 1 つと質問が 1 つですが、まずセントラル方式については事業者

にとって大変有益であり、ぜひ実施していただきたいと思いますが、まずコメントについてですが、セントラル方式の目的が何ですかという、ある意味で目的を最初に明確にさせていただいたほうがいいかと思いますが、今日の資料を拝見しますと、1ページに示すように、複数の事業者による調査の重複の実施を避けたいということが1つの目的だと思います。2ページ目についてもそのイメージに沿って書かれているんですが、一方、諸外国の例を見ますと、必ずしも、1つの目的だけではなく、重複を避けるというのはもちろんそれは1つの目的なんですけど、むしろ海域、将来的に洋上風力を導入拡大するため、導入可能の海域を増やすというのも1つの目的かと思っていますので、そういった観点も必要ではないかと考えています。これは1番目のコメントなんですけど、2番目に質問なんですけど、今日の資料の中に、NEDO 事業のところ調査実施海域が3つありますが、この3つの海域がどういう位置付けというか、今の目的として先ほど私が申し上げた2つの目的があるとすれば、それはどちらに近いかあるいはどっちを目的に対応しているのかを教えてくださいたいと思います。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次は中原委員、どうぞ、ご発言ください。

○中原委員

発言の機会をありがとうございます。先ほどの原田委員のご発言の2番目とダブりますけれどもお伺いしたいと思います。日本版セントラル方式を進めていくということでありましてけれども、たびたび話に出てきております海外、とりわけヨーロッパのセントラル方式との対比において、イギリスやオランダ、デンマーク等々では、事業者がやることと国がやることとの役割分担が、少し国別に事情が違っても漏れ伝え聞いているわけです。そこで、今回、日本版セントラル方式では、海外との参照の関連でこのような形にしたいというような補足的な説明を聞かせていただければ大変ありがたいです。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。その他はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、一応、事務局からコメント等があればご説明、ご発言を願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

委員の皆さま、どうもありがとうございます。多々、今、ご意見をいただきましたけれども、例えば、大串委員からいただきましたけれども、予算制約が厳しい中で財源の問題、スピード遅れが出ないようにというような話、それからデータ活用の話、これは他の委員の方からも多々いただきましたけれども、今後の論点としてこういったデータの集約の仕方、どのようにデータを管理していくのかということについても、検討して制度設計をしてい

きたいと考えております。

それから後は、費用負担の在り方について清宮委員からいただきましたけれども、当然のように費用回収をしていくのかというのは、これは事前にデータを活用される予定の方々にはその回収の仕方はお示ししないと事業の予見可能性に影響してまいりますので、その辺りのところはあらかじめお示しできるようにしていくことがわれわれとしても大事だと考えております。

それから、飯田委員からいただきましたけれども、調査手法については日進月歩技術が進展していくと。そのような進展している度合いも含めてこの調査に反映していくことが大事だというお話しをいただきました。当然、これは調査の中で同じように調査手法自体もアップデートしていくということがわれわれは大事だと思っておりますので、例えば、どの海域を対象にどういう調査をしていくのかみたいなものを整理する際には、その手法とそれから海域について、例えば、広く事業者の方々から意見をいただいた上でその仕様を固めていくなどのそういうやり方があるのではないかと考えております。ただ、その点も含めて今後制度を作り込む過程でよく詰めていきたいと考えております。

それから、原田委員からご指摘をいただきましたけれども、NEDO の現在の実証ですけれども、この実証については、当然、3 海域全てが同じように進捗しているわけでもございませんし、出てきた成果がそのまま使えるというものでもないと思っておりますので、出てきた成果をうまく活用しながら今後進めていくセントラルの調査については、海域ごとにどのような仕様にしていくのかというのはしっかり考えていく必要があるかと考えております。その点も踏まえて、今後は制度設計をしていきたいと考えています。

それから、JOGMEC が実施するということですが、風況の例えば、調査手法などについては、当然、JOGMEC が実施する中で、例えば、そういう知見がある機関に一部再委託なりをして知見蓄積を図っていくということも重要だと思っておりますので、実施していく体制については引き続き検討してまいりたいと考えております。

それから、中原委員からいただきましたけれども、海外との関係です。海外との関係については、まさにセントラルのこの実施手法については現在検討中ですし、後は調査の中身についても NEDO の実証事業を通じて決めていくこととなりますので、現時点において、例えば、イギリスやドイツ、オランダ、デンマークとの間でどこがどう違うかということについては申し上げられるような状況にはありませんけれども、ただ、日本については日本の各海域固有の事情がありますので、海外の手法にあまりにこだわることなく、日本の状況を踏まえた制度設計を進めていくということだと考えております。こちらからは以上でございますけれども、よろしいでしょうか。

○山内座長

ありがとうございました。ご質問等はよろしいですか。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

すみません。1点だけ、石原委員からいただいたセントラル方式の目的でございますけれども、目的については、一義的にはやはり非効率性を排除していくということでございますが、ただ、その前提としては、当然、その案件形成を円滑に進めていくということがわれわれはございますので、必ずしも案件形成を進めていくというような主眼が入っていないかという、そういうことではありません。当然、案件形成を進めていく上で非効率性を排除するということが重要だと考えておりますので、このような形で本日ご説明をしております。

○山内座長

よろしゅうございますか。以上です。委員の方でさらにご質問、コメントがあれば伺いますが、いかがでしょうか。何度も申し上げますけれども、この案件についてはいろいろとご意見を伺うことで事務局もそれを前提にしています。

石原委員、ご発言をご希望ということですか。

○石原委員

さきほどもう一つ質問をさせていただいたのは、今、NEDOのセントラル方式の3海域というのは、セントラル方式を確立するための事業ですが、先ほど私が申し上げたような目的との関係を教えていただきたい。ただセントラル方式の確立に向けた実証研究ということと理解してよろしいですか。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

石原先生、すみません。ご質問をいただいた点をお答えできておりませんでした。この3海域で実施している事業の目的ですけれども、これは先ほど申し上げたとおり案件形成を加速させるため、事業者側の重複調査が見込まれる海域において、より効率的に案件形成を行う手法を確立するというのが目的でございます。では、なぜ、この海域だったのかということについては、再エネ海域利用法に基づく促進区域ですとか有望な区域に選定されていないということ。それから、調査について利害関係者のご理解が得られる見込みがあったということ。あと、行政機関による実測調査が開始されていないことというのを、これらを満たす海域として情報提供をいただいたというのが前提でございます。それらを踏まえまして、中立的な学識経験者で構成されます第三者委員会、そのご意見も踏まえた上で審議を行って、先ほどお示ししました北海道とそれから岩手県、山形県の3海域というのを選定してございます。以上でございます。

○石原委員

ありがとうございます。よく分かりました。

○山内座長

よろしいですか。他にいかがでしょうか。

ありがとうございました。それでは、議題2については大変有用なご意見をいただきましたので、事務局のほうで受け取っていただければと思います。

議事3はその他(3)です。議題の3、その他報告事項というところを事務局からご説明をお願いいたします。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

はい、承知しました。参考資料の1をご覧くださいければと思います。こちらはご報告ですが、昨年12月24日に、秋田県の能代市、三種町および男鹿市沖、それから由利本荘市沖、千葉県の銚子市沖における洋上風力発電事業者の選定結果を公表いたしました。こちらを見ていただければと思いますけれども、経緯についてはいずれも2020年の一昨年の7月21日に、「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域」として指定をしております。その後、2020年の11月27日から21年の5月27日にかけて公募を行いました。その結果、それぞれの区域においてですけれども、5事業者、5事業者、それから2事業者から占用計画が提出されたところ です。

(2)にありますように、再エネ海域利用法、それからその運用指針に基づきまして提出された公募占用計画について、それぞれの区域ごとに学識経験者、それから専門家により構成される第三者委員会の意見、秋田県知事又は千葉県知事の意見を参考にしながら評価を行っております。第三者委員会は、各区域ごとに、風力発電、それから海洋工学、財務・ファイナンス、法務、地域、プロジェクト評価の各分野に関する学識経験者、それから専門家の計8名の構成となっており、委員名は非公表というふうにしてございます。

それから次のページでございませうけれども、その結果の選定事業者でございませう。

選定事業者についてはここにございませう(1)から(3)それぞれについて各コンソーシアムが採択をされると、選定されるという結果になっております。

3つめのポツのところですが、公募占用計画の審査、それから評価結果でございませう。各区域に関する公募占用指針に定める評価基準に基づきまして、供給価格、これは120点満点、事業実現性に関する評価は120点満点で評価を行っております。価格点については、事業実現性に関する要素の採点後に公募占用指針に基づいて、そこにお示ししてございませう価格点の算出式です、これで算出をしております。事業実現性に関する要素については、公募占用指針における評価の基準に基づいて評価し決定をしております。評価結果等々は次のページにございませうけれども、このような形で各コンソーシアムについての価格点、事業実現性に関する得点、合計点というものを示して、このような結果になってございませう。参考資料1については以上でございませう。

続きまして、この公募占用計画、公募結果に関連して、参考資料2についてご説明したい

と思います。大岡室長、よろしく申し上げます。

○大岡港湾局海洋・環境課海洋利用開発室長

国土交通省港湾局の大岡でございます。参考資料2につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

公募占用計画の履行状況の検証についてということでございます。再エネ海域利用法の施行後、促進区域の公募におきまして、浮体式でございますけれども、長崎県五島市沖、先ほど石井室長からございました3つの「秋田県能代市・三種町・男鹿市沖」、「秋田県由利本荘市沖」、「千葉県銚子市沖」の発電事業者の選定をしたところでございます。下に法律の抜粋の25条2項が書いておりますけれども、今後、経産省および国交省は、選定事業者が公募占用計画に基づきまして、発電事業の確実な実施（工程の遵守、風車設置工事の品質確保（協力企業へのしわ寄せ等の防止を含む）等）とともに、地域との共生・協調策が適切に講じられていることを確認する必要があります。つきましては、選定事業者より公募占用計画の履行状況について定期的に報告を受けた上で、公募占用計画の履行状況の妥当性について、別途設置する有識者会議において検証していきたいと考えているところでございます。参考資料2につきましては以上でございます。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

続きまして、参考資料3についてご説明をいたします。こちらはグリーンイノベーション基金、洋上風力発電の低コスト化プロジェクトということで、約1,200億円の研究開発予算というものを実証を含めて付けております。これは既に、昨年10月1日から11月15日にかけて公募を実施しておりまして、現在はフェーズ1のところについては審査中でございますけれども、上の青い箱にありますように、今後、急拡大が見込まれるアジアの市場を獲得するためには、これまでの浮体の開発・実証成果も踏まえながら、風車の大型化に対応して設備利用率を向上し、コストを低減させることが不可欠であると。そのため、台風、落雷等の気象条件、うねり等の海象条件等のアジア市場に適合し、また日本の強みを生かせる要素技術の開発を進めながら、こうした要素技術も活用しつつシステム全体として関連技術を統合した実証を行うという、そういう趣旨で進めております。

フェーズ1のところについては今申し上げましたとおり、昨年10月1日から11月15日にかけて公募を実施して現在は審査中でございますけれども、4つのテーマ、次世代風車の技術開発、それから、浮体式の基礎製造・設置低コスト化技術開発事業、後は3つ目ですけれども、関連する電気システム技術開発、それから、運転保守高度化事業ということで、この4つについて現在進めております。フェーズ2については、早ければ2023年からというふうにしておりますけれども、実証事業を行うということにしております。こちらが参考資料3でございます。

最後に、参考資料4でございます。こちらは今後のこの合同会議で扱う予定の論点という

ものをお示ししております。

今日は資料2でご説明、それからご議論をいただきましたけれども、今日いただいた論点も含めてですけれども、日本版セントラル方式の検討に関する各論点について、今後扱っていきたいと考えております。それから、系統の取り扱い等を踏まえた促進区域指定ガイドラインの見直しですとか、後は先ほど申し上げましたグリーンイノベーション基金のフェーズ2の進め方、それから4番ですけれども、今日、桑原委員からもご指摘をいただきましたけれども、第1ラウンドの促進区域における発電事業の公募の結果に関する総括というものもしていきたいと考えております。下の米印にありますように、これらのほか、これまで通り、促進区域指定が行われた区域における公募占用指針ですとか、そういった議論が必要となる事項についてもこの合同会議の中で取り扱っていくというふうにしていきたいと考えております。以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。報告でございますが、なにかご質問でもあれば承りますが。

よろしいですか。來生委員長、何か報告だけではなくて全体についてコメント等があればご発言願いたいと思いたいがいかがでしょうか。

○來生委員長

來生でございます。今日の議題1についても2についても、総論的には、ぜひやらなきゃいかんといえますか、反対の余地のないことで、問題はこれから特にセントラル方式の費用回収の問題等も含めて各論をどう構築していくかと、次回以降の議論が大事になっていくんだろうと思います。そういう意味では、今日はいろいろいただいたご質問等がそれぞれ各論の制度設計というものに非常に大きな意味を持つてくると思いますので、各論になると特に費用徴収、費用回収というようなことも含めてどっちの議論も可能だといいますか、金を取るほうも可能だし、金を取らないという議論も可能でなかなか判断が難しくなるということだと思いますので、事務局は大変でしょうけれども今後の各論の制度設計をよろしく願いいたします。私は今日、ずっと拝聴していてそんな印象を持ちました。以上です。

○山内座長

どうもありがとうございました。他の委員の方で特段ご発言をご希望はいらっしゃいますか。よろしゅうございますか。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

事務局から1点だけ補足してもよろしいでしょうか。

○山内座長

どうぞ、事務局、ご発言ください。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

ありがとうございます。今日、セントラルについて、今後の論点を含めてご議論いただきました。その中で石原先生からセントラルの目的の話をしていただきましたけれども、ちょっと一部補足させていただきますと、われわれは重複の調査をなくすということがまず1点目だと思っております。それから案件形成を進めていく、すなわち海域を増やしていくというのが2つ目でございますけれども、それに加えて、すみません、あまりここは明示的にお話しはしておりませんでしたけれども、将来の入札の例えば公平性、情報の公平性といったことについても目的として含まれてくると考えておりますので、その点を補足させていただきます。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございます。非常に重要な点だと思っております。委員の方はよろしゅうございますか。

ありがとうございました。今日は2つ議題がありまして、最初のところで、有望な区域整理時の系統情報の公表について。これは皆さんは大体ご異論なく受け入れていただいて、ご質問は出ましたけれども、よりクリアになったということだと思いますので、皆さんのご意見に従って事務局案で進んでいただければと思います。よろしゅうございますか。

それから2番目のセントラル方式の検討の論点ですけれども、これは今もありませんけれども、いろいろ論点を出していただきましたので、それを踏まえて事務局に引き続き検討を進めていただければと思います。

よろしゅうございますか。よろしければ以上をもちまして本日の合同会議は閉会とさせていただきます。本日はご多忙中のところをご熱心に本当に議論いただきまして、どうもありがとうございました。

○石井資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長

どうもありがとうございました。

○一同

ありがとうございました。